

山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事 設計図

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A－0 0	表紙・図面リスト	—	A－1 8	矩計図3（改修）	1：30
A－0 1	建築改修工事特記仕様書（1）	—	A－1 9	1階天井伏図	1：200
A－0 2	建築改修工事特記仕様書（2）	—	A－2 0	2階天井伏図	1：200
A－0 3	建築改修工事特記仕様書（3）	—	A－2 1	3階天井伏図	1：200
A－0 4	建築改修工事特記仕様書（4）	—	A－2 2	建具キープラン（1・2階）	1：200
A－0 5	建築改修工事特記仕様書（5）	—	A－2 3	建具キープラン（3・R階）	1：200
A－0 6	案内図・配置図	1：500	A－2 4	建具表	1：100
A－0 7	1階平面図	1：200	A－2 5	防護柵詳細図	1：1・5
A－0 8	2階平面図	1：200	A－2 6	仮設計画図（1）	1：300
A－0 9	3階平面図	1：200	A－2 7	仮設計画図（2）	1：200
A－1 0	屋上・塔屋平面図	1：200			
A－1 1	立面図1（本庁舎）	1：100			
A－1 2	立面図2（本庁舎）	1：100			
A－1 3	矩計図1（撤去）	1：30			
A－1 4	矩計図1（改修）	1：30			
A－1 5	矩計図2（撤去）	1：30			
A－1 6	矩計図2（改修）	1：30			
A－1 7	矩計図3（撤去）	1：30			

山武市

工事名称

山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

千葉県山武市殿台296番地 山武市役所

2. 改修建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	備 考
本庁舎	R C造	地上 3 階		4,685.20	
会議室棟	S 造	地上 2 階		839.38	

3. 工事種目

(☐ 印の付いた種目)

・ 大規模改修

・ 構造改修

☐ その他 (

屋上防水・外壁改修

)

4. 工事内容

(☐ 印の付いた種目)

1) 大規模改修

外 部

・ 屋上防水改修

☐ 外壁改修

・ 金属製建具一部取り替え

・ ガラス取り替え

☐ サッシ廻りシーリング打ち替え

・ 既存パッシブゾントり替え

・ 屋上手摺取り替え

☐ 堅壁取り替え

☐ ガラスシール替え

・

内 部

・ 天井張り替え

・ 内壁塗り (貼リ) 替え

・ 巾木塗り (貼リ) 替え

・ 床張り替え

・ 便所改修

・ 障害者便所設置

・ 便所地下ビット設置

・ 土間配管 (配線) ビット設置

・ コートライン

・ 木製建具取り替え

・ 黒板張り替え

・ 掲示板張り替え

・ 教壇取り替え

・ 家具取り替え

・

2) 構造改修

・ 構造壁設置 (鉄骨ブレース壁_____箇所、RC壁_____箇所、_____)

・ 柱設置 (RC柱_____箇所、S柱_____箇所、_____)

・ 柱補強 (鉄板巻き_____箇所、RC増打_____箇所、_____)

・ その他 (RC袖壁_____箇所、RC床_____箇所、基礎補強_____)

3) その他

・

5 工期

契約日の翌日 ~ 令和 9 年 1 0 月 2 9 日

II. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書のうち、☐を付けたものを適用する。

☐ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (令和7年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)

☐ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (令和7年版) (以下、「標準仕様書」という。)

☐ 建築物解体工事共通仕様書 (令和7年版)

2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は (E-01/E-02) 図、機械設備工事の特記仕様書は (M-01~M-03) 図による。

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に☐印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、☐印の付いたものを適用する。
☐印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
☐印と ☒印の付いた場合は共に適用する。

3) 特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、() 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) [G]知は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和3年2月19日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準 (特定調達品目「公共工事」においては表 1 中の品目ごとの判断の基準) を満たすものを示す。

5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

5 電気保安技術者

[1.3.3]

※ 適用する (・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物) ・ 適用しない
ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)~(3)]の他、次によるものとする。
工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者 () の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。

6 工用電力設備の
保安責任者

[1.3.4]

・ 工用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定により、保安監督者 (総務部管財課長) に「自家用電気工作物使用区域変更届出書」を提出すること。

⑦ 条件明示項目

[1.3.5]

フレックス工期契約制度
・ 適用する 工事着手期限 (令和 年 月 日)、工期の終期日 (令和 年 月 日)
留意事項 (千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条)
※ 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に
工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。
※ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく
主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
※ 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条
に基づく現場代理人の設置を要しない。
※ 工事着手日までの間は、工事の施工 (現場事務等) の設置、
資機材等の発注及び工場製作等を含む) を行ってはならない。
※ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
※ 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任 (監理) 技術者及び
現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。
(工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。)

・ 適用しない

現場施工可能期間
・ 年 月 日 ~ 年 月 日 (期間中も行事等により、短期の施工不能日あり)
・ 年 月 日 ~ 年 月 日
☐ 監督員と協議すること。
資材置場及び駐車場
☐ 敷地内 ・ 敷地外 (・ 無償 ・ 有償)

部分使用
☐ 有り ・ 無し
年 月 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。
部分使用箇所 (監督員と協議すること。)

⑧ 環境への配慮

[1.4.1]

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド」の放散量) の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤 (フタル酸ジノープチル及びフタル酸ジノエーチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

[1.4.2]

(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
(3) 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
(4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾式保麗材、既調合モルタル、既調合目地材、防水材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、鉄鉄製ふた、屋上緑化システム、ポリマーセメントモルタル、床型持用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト

⑩ 材料の試験

[1.4.5]

※ コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、(公財) 千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。

⑪ ワンダーレスボンス

※ 本工事は、ワンダーレスボンス対象工事である。
「ワンダーレスボンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち (2 4 時間以内)」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。
2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

12 技能士

[1.6.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・ ｱｽﾌﾙﾄ防水工事作業 ・ ｵﾘｼﾝｸﾞ系塗膜防水工事作業 ・ ｱｸﾘﾙ系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ 塩化ビニル系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ ｾﾐﾂ防水工事作業 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・ 改質ｱｽﾌﾙﾄｼｰﾄｼｰﾄ工法防水工事作業 ・ F R P 防水工事作業 ・ 左官作業 ・ 内外装板金作業
外壁改修工事	・ 左官作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業
建具改修工事	・ ビル用サッシ工事作業 ・ ガラス工事作業
内装改修工事	・ 自動ドア施工作業 ・ フﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ 塗装作業 ・ 大工工事作業 ・ タイル張り作業
塗装改修工事	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業 ・ 型枠工事作業 ・ とび作業
ブロック工事	・ コンクリートブロック工事作業
A L C工事	・ A L C パネル工事作業
石工事	・ 石張り作業
補綴工事	・ 造園工事作業

※ 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定対象物質は、次による。
・ 学校施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、ステレン
・ 庁舎、住宅等 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン
着工前の測定 ・ 行う ・ 行わない
測定対象室 ・ 仕上表による ・ 図示 ・
測定箇所数 ・ 仕上表による ・ 図示 ・
測定時間 ※ 24時間 ・
(「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(平成24年4月5日 国営整第4号)、「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照)
測定はパンプ型採取機器により行う。
その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。

[1.7.2]

☐ 中間検査を実施する (回数: 1 回)
実施時期: 外埠足場解体前
中間検査の範囲 (外壁、屋上)
・ 本工事が低入札価格調査制度調査対象工事 (以下、「調査対象工事」という) に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱 (検査区分を規定) 及び中間検査実施細則 (中間検査実施区分を規定) の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。
(1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。
(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術の確認等を行うが、給付の対象とはしない。

[1.8.1~3]表[1.8.1]

工事完成時の完成図書等は以下のものとする。	仕様	部数
提出図書		
☐ 完成図面	☐ 図面 (A1版) 見開き製本	・ A2 版 ・ 2 部 ・ A4 版 ・ 2 部
☐ 完成図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの	☐ 1 部 ・ 部
・ 完成写真	・ キャビネ版	・ 2 箇所 ・ 1 部 ・ 箇所 ・ 1 部
☐ 保身に 関する資料	—	☐ 1 部 ・ 部
☐ 電子成果品	CD-R (PDF, CAD) CADの形式は監督員と協議すること。	☐ 2 部 ・ 部

※ 完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。

⑬ CADデータ

設計図CADデータ ※ 貸与する ・ 貸与しない
貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

17 電子納品

(1) 本工事は、電子納品の対象工事である。
電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」(以下、「ガイドライン」という。))に基づいて行う。
(2) ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領 (令和元年改定) 国土交通省大臣官房官庁営繕部」(以下、「要領」という。))に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。
(3) 「要領」に基づいて作成した電子データを工事完成後に電子媒体に記録して3部作成する。なお、提出先は以下のとおりとする。
※ 1 部は監督職員に提出し、1 部は完成図書に綴じ込むこと。残りの1 部は工事完成検査後に、(公財) 千葉県建設技術センター (以下、「センター」という。))に提出すること。
・ 1 部は完成図書に綴じ込み、残りの2 部は監督職員に提出すること。
(4) 工事完成検査までに、センターから発行される「千葉県電子媒体 (副本) 納品事前受付書」を監督職員に提出すること。
(5) 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の1 部と「千葉県電子媒体 (副本) 納品事前受付書」の写しをセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体 (副本) 受領書」を監督職員に提出すること。
なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。
(6) 「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議のうえで決定すること。

※ 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

※ 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。
メール送付先: kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp
なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等にも含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。

⑬ 施工図等の取扱

※ 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

19 県内生産品

※ 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。

⑳ 施設点検

※ 本工事完成 (「工事目的物の引渡し」を行った日) 後、2 年以内 (原則として1 年目) に施設点検 (不具合の有無を確認し、その処理について協議) を行うので、施設改修課から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。

㉑ 埋設配管・配線
及び鉄筋調査

あと施工アンカー工事
建築改修工事特記仕様書 (構造) 第5章による。

コア抜き、はつり工事等
※ 既存資料調査
・ 探査機 (電磁誘導法又はレーダー法) による探査
・ 配管・配線等の位置の墨出しを行う。
範囲
※ 図示
・ 放射線透過試験
労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号) 等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のな程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数 枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ cm

㉒ 設備工事との
取合い

※ 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記-2 (工事区分表) による。

㉓ 設計 G L

※ 図示 ☐ 設計 G L = 現状 G L

24 安全対策

※ 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。
※ 発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。

㉕ 保険等

※ 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
※ 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、1 か月以内に提出すること。
※ 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。

㉖ 過積載による
違法運行の防止

※ 工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。
1 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
2 さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長するすることのないようにすること。
4 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。

㉗ 工事現場管理

※ 受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違反無線局 (不法パーソナル無線) を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

㉘ 環境対策

※ 受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。
※ 受注者は、施工計画書「環境対策」内に、下記の項目について記載するものとする。
・ 大気汚染対策 ☐ 騒音、振動対策 ・ 水質汚濁対策
・ 地盤沈下対策 ・ 防塵対策 ・ 一般廃棄物対策 ・ 交通障害対策
・ その他 ()
※ 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。
※ 特定粉じん排出等作業 (法定外建築物・作業を含む) は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。
※ 本工事で使用する軽油については、J I S規格軽油を使用すること。
※ 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。
※ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号) に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項 (「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」) に留意すること。

㉙ 創意工夫等

※ 受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

章

項 目

特 記 事 項

① 各章共通事項

① 適用基準等

☐ 建築工事標準詳細図 (令和4年)
・ 営繕工事写真撮影要領 (令和5年)
・ 建築工事安全施工技術指針 (平成27年)
・ 建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年)
・ 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル (平成28年)
・ 公共建築木造工事標準仕様書 (平成31年)
・ デジタル工事写真の黒板情報電子化について (国営整第221号 平成29年3月1日)
・ 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック (平成19年3月)

・

② 工事実績情報の
登録

[1.1.4]

※ 最終請負代金 (消費税込) が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム (CORINS) に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に (一財) 日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。
(1) 工事受注時 契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約事項の確定日から10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内

③ 発生材の処理等

[1.3.12]

※ 発生材の処理等は、別記-1「建設副産物の処理」による。

4 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・ 風圧力
風速 (Vo= m/s)
地面粗糙度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV)
・ 積雪荷重
平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 ()
・ 大地震時の非構造部材の変形追随性能を確認する場合の層間変形角
・ 1/200 ・ 1/150 ・ 1/120 ・ 図示 ()
確認箇所 ()

MEMO

CHECK

CHECK

DRAWN

DRAWN

PROJECT

TITLE

SCALE

A1 : S=NON SCALE
A3 : S=NON SCALE

山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事

建築改修工事特記仕様書 (1)

No.

A-01

[illegible]

3-2 屋根工事	1 長尺金属板葺	(13.2.2、3) <table><tr><th>施工箇所</th><th>板及びコイルの種類</th><th>塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号</th><th>厚さ(mm)</th><th>屋根葺き形式</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td>※JIS G 3322の屋根用コイル</td><td></td><td></td><td>・心本なし瓦葺葺 ・立平葺 ・蟻掛葺 ・横葺</td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td></tr><tr><td colspan="6">下葺材料</td></tr><tr><td colspan="6">・アスファルトルーフィング940</td></tr><tr><td colspan="6">・改質アスファルトルーフィング下葺材</td></tr><tr><td colspan="6">(・一般タイプ ・複層材タイプ ・粘着層付タイプ)</td></tr><tr><td colspan="6">工法</td></tr><tr><td colspan="6">1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</td></tr><tr><td colspan="6">雪止め ・設置する (設置場所 ※図示)</td></tr></table>	施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺き形式	備考		※JIS G 3322の屋根用コイル			・心本なし瓦葺葺 ・立平葺 ・蟻掛葺 ・横葺								下葺材料						・アスファルトルーフィング940						・改質アスファルトルーフィング下葺材						(・一般タイプ ・複層材タイプ ・粘着層付タイプ)						工法						1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法						雪止め ・設置する (設置場所 ※図示)						2 折板葺	(13.3.2、3)(表13.2.1) <table><tr><th>施工箇所</th><th>形式</th><th>山高、山ピッチによる区分</th><th>山高、山ピッチによる区分</th><th>耐力</th><th>材料</th><th>厚さ(mm)</th><th>軒先面戸板</th><th>耐火性能</th></tr><tr><td></td><td>・重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形</td><td></td><td></td><td>()種</td><td>※鋼板製 ・78ミナル合金板製</td><td></td><td>・有り ・無し</td><td>・30分 ・無し</td></tr><tr><td colspan="9"></td></tr><tr><td colspan="9">材料 板及びコイルの種類 ()</td></tr><tr><td colspan="9">塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ()</td></tr><tr><td colspan="9">直接外気の影響を受けない屋内でタイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を使用する場合の表面処理</td></tr><tr><td colspan="9">標準仕様書 表14.2.2による種別 ・E種 ・F種</td></tr><tr><td colspan="9">断熱材張り ・行う (種別： 、厚さ (mm)： 、防火性能： 時間)</td></tr><tr><td colspan="9">・行わない</td></tr><tr><td colspan="9">工法</td></tr><tr><td colspan="9">1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</td></tr><tr><td colspan="9">折板のけらば納め ※けらば包みによる方法 ・</td></tr></table>	施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分	山高、山ピッチによる区分	耐力	材料	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能		・重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形			()種	※鋼板製 ・78ミナル合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し										材料 板及びコイルの種類 ()									塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ()									直接外気の影響を受けない屋内でタイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を使用する場合の表面処理									標準仕様書 表14.2.2による種別 ・E種 ・F種									断熱材張り ・行う (種別： 、厚さ (mm)： 、防火性能： 時間)									・行わない									工法									1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法									折板のけらば納め ※けらば包みによる方法 ・									4-2 外壁 改修 工事 モルタル塗り仕上げ外壁	1 既存モルタル塗りの撤去	・ 行う (※ 全面 ・ 図示の範囲)	2 ひび割れ部改修工法	[4.1.4][4.2.2][4.4.2][4.4.5、6]	・ 樹脂注入工法 工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 珪矽樹脂 注入口間隔 (mm) 注入力 (ml/m) ※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上～0.5 未満 低 ※ 200～300 ・ ・130 ・ ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上～1.0 以下 中 ※ 200～300 ・ ・130 ・ ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上～0.3 未満 低 ・ 50～100 ・ ・40 ・ ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上～0.5 未満 低 ・ 100～200 ・ ・70 ・ ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5以上～1.0 以下 中 ・ 150～250 ・ ・130 ・	3 欠損部改修工法	[4.1.4][4.2.2][4.4.3][4.4.8、9]	・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・ モルタル塗替え工法 ・ 現場調査材料 セメントは、改修標準仕様書8章2節8.2.5による 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7 日目で 352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする ・ 既調査合材料 既製目地材 ・ 使用する (形状 ・ 図示) ・ 使用しない 仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※ 図示 ・	4 浮き部改修工法	[4.1.4][4.2.2][4.4.10～15]	工法の種類 アーク・ビンの本数 (本/m) 注入口の箇所数 (箇所/m) 注入力 (ml/箇所) 一般部 指定部 一般部 指定部 ・ アンカーピンニング部分 ※ 16 ※ 25 — — ※ 25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ — — ・ ・ ・ アンカーピンニング全面 ※ 13 ※ 20 ※ 12 ※ 20 ※ 25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ アンカーピンニング全面 ※ 13 ※ 20 ※ 12 ※ 20 ※ 50 ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 注入口付アンカーピンニング部分 ※ 9 ※ 16 — — ※ 25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ — — ・ ・ ・ 注入口付アンカーピンニング全面 ※ 9 ※ 16 ※ 9 ※ 16 ※ 25 エポキシ樹脂注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 注入口付アンカーピンニング全面 ※ 9 ※ 16 ※ 9 ※ 16 ※ 50 ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 充填工法 — — — — — — ・ モルタル塗替え工法 — — — — — —	アンカーピン ※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの ・ 注入口付アンカーピン ※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径6mm程度 ・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル モルタル塗替え工法 ・ 現場調査材料 セメントは、改修標準仕様書8章2節8.2.5による 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7 日目で 352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする ・ 既調査合材料 既製目地材 ・ 使用する (形状 ・ 図示) ・ 使用しない 仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※ 図示 ・	4-3 外壁 改修 工事 コンクリート打放し仕上げ外壁	④ 外壁改修工事	① 施工数量調査	[1.5.2、3]	調査範囲 〇 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 調査時期 〇 外壁仕上げ等除去前 ・ 外壁仕上げ等除去後 調査内容 ひび割れの幅及び長さ を壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 ・ 調査報告書の部数 〇 2部 ・	2 可とう性エポキシ樹脂	[4.2.2]	JIS A 6024 による。	3 パテ状エポキシ樹脂	[4.2.2]	JIS A 6024 による。	4 エポキシ樹脂モルタル	[4.2.2]	JIS A 6024 による。	5 ポリマーセメントモルタル	[4.2.2]	(品質・性能) 建築材料等品質性能表による。	6 ポリマーセメントスラリー	[4.2.2]	広がり速度 (cm/s) 長さ変化率 (収縮) 引張接着性 (材齢28日) 曲げ性能 (劣化曲げ強さ) 吸水性 耐久性 3 以上 3 % 0.5 N/mm ² 以上 5.0 N/mm ² 以上 15 %以下 5.0 N/mm
施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺き形式	備考																																																																																																																																																																																																								
	※JIS G 3322の屋根用コイル			・心本なし瓦葺葺 ・立平葺 ・蟻掛葺 ・横葺																																																																																																																																																																																																									
下葺材料																																																																																																																																																																																																													
・アスファルトルーフィング940																																																																																																																																																																																																													
・改質アスファルトルーフィング下葺材																																																																																																																																																																																																													
(・一般タイプ ・複層材タイプ ・粘着層付タイプ)																																																																																																																																																																																																													
工法																																																																																																																																																																																																													
1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法																																																																																																																																																																																																													
雪止め ・設置する (設置場所 ※図示)																																																																																																																																																																																																													
施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分	山高、山ピッチによる区分	耐力	材料	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能																																																																																																																																																																																																					
	・重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形			()種	※鋼板製 ・78ミナル合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し																																																																																																																																																																																																					
材料 板及びコイルの種類 ()																																																																																																																																																																																																													
塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ()																																																																																																																																																																																																													
直接外気の影響を受けない屋内でタイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を使用する場合の表面処理																																																																																																																																																																																																													
標準仕様書 表14.2.2による種別 ・E種 ・F種																																																																																																																																																																																																													
断熱材張り ・行う (種別： 、厚さ (mm)： 、防火性能： 時間)																																																																																																																																																																																																													
・行わない																																																																																																																																																																																																													
工法																																																																																																																																																																																																													
1-4 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法																																																																																																																																																																																																													
折板のけらば納め ※けらば包みによる方法 ・																																																																																																																																																																																																													

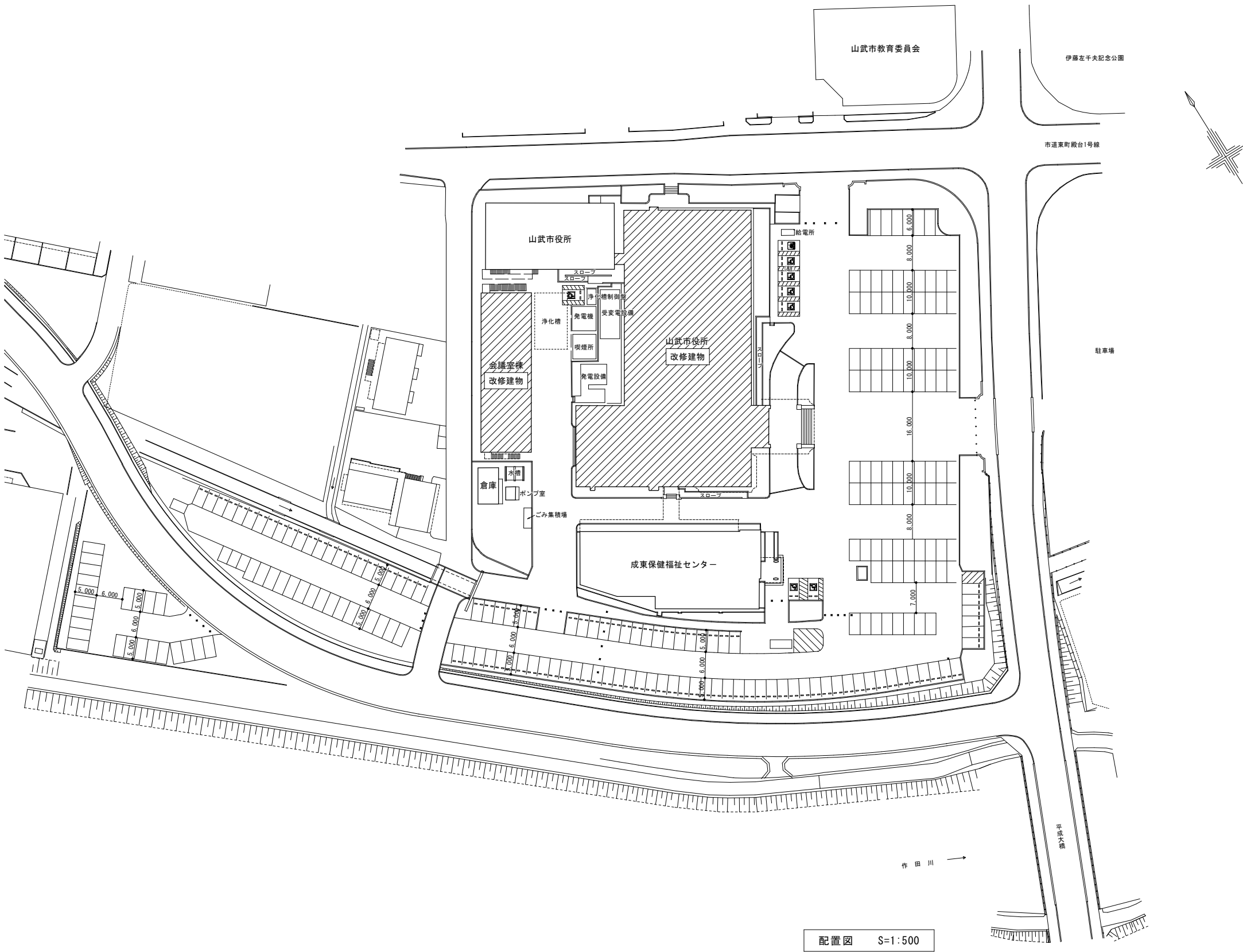
[illegible]

[illegible]

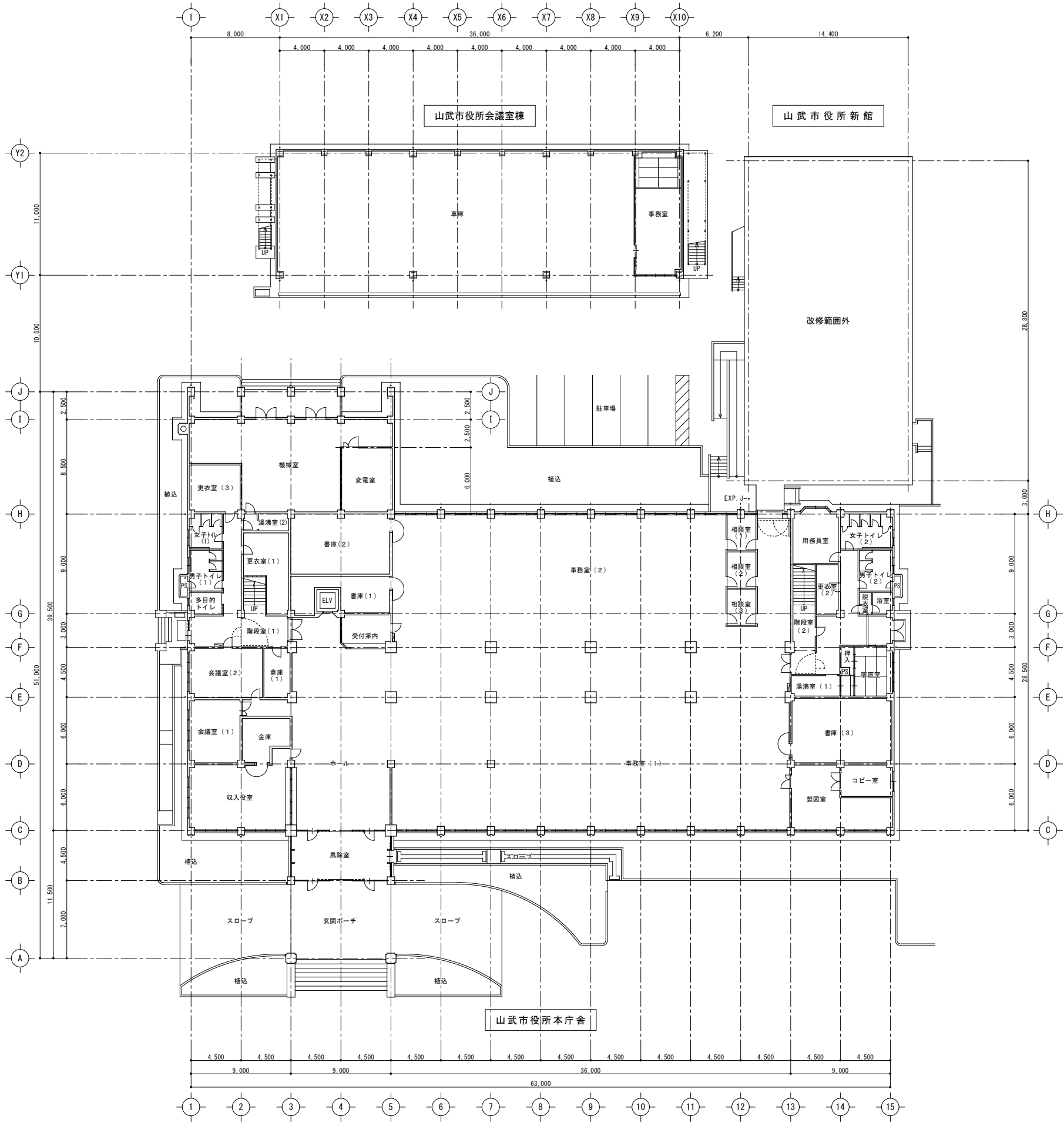
案内図



改修場所：山武市殿台296番地 山武市役所



配置図 S=1:500



防水改修内容

- (A) … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (B) … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (C) … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (D) … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (E) … 既存シート防水面（平場）：既存防水、断熱材全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-1H)（高反射仕様）
- (F) … 既存シート防水面（立上）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (G) … 既存シート防水面（平場）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）

・設備配管：下地調整の上、DP塗装 支持金物共

・ドレイン：既存撤去の上、改修用ドレイン新設（縦、横）

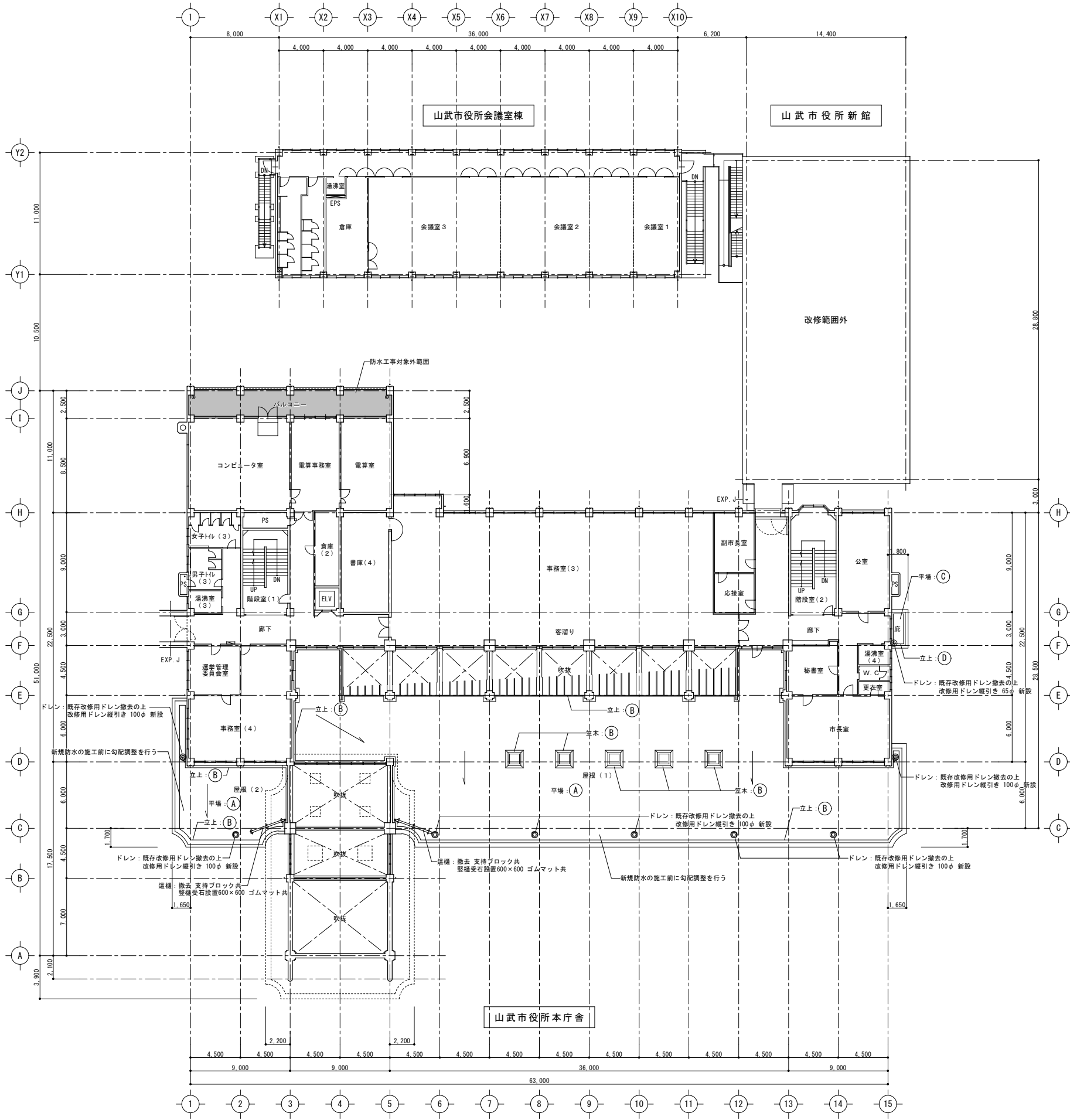
※工事で使用するウレタン塗膜防水は（フッ素仕上、高日射反射使用）での施工とする。
※塗膜防水の膜厚管理については膜厚測定用テブ等を用いて非破壊で管理すること。
※膜厚管理の測定箇所については監督職員と協議の上、決定すること。
※防水施工を行う前に既存防水の勾配を確認し勾配調整を行うこと。
※仮防水材は、新規防水の下地調整を兼ねるものとする。
※本庁舎既存塗膜防水で、断熱材までの不良部は断熱材まで撤去の上、ウレタン防水機械固定工法（断熱材t=50）で施工すること。

MEMO			

CHECK	CHECK	DRAIN	DRAIN

PROJECT		
山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事		
TITLE		SCALE
1 階平面図		A1 : S=1:200 A3 : S=1:400

SCALE
A1 : S=1:200
A3 : S=1:400

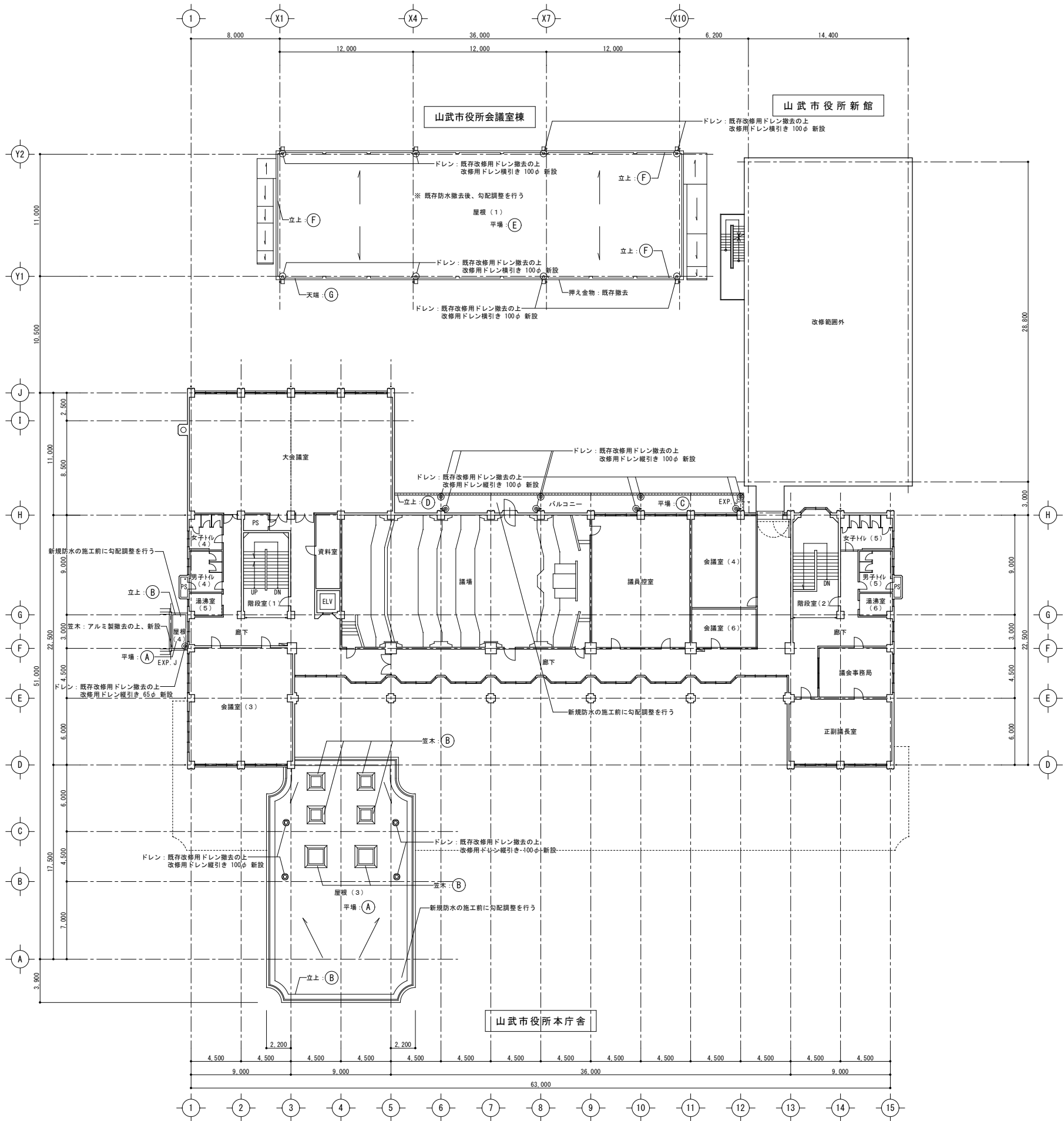


防水改修内容

- ① … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H) (高反射仕様)
- ② … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H) (高反射仕様)
- ③ … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2) (高反射仕様)
- ④ … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2) (高反射仕様)
- ⑤ … 既存シート防水面（平場）：既存防水、断熱材全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-1H) (高反射仕様)
- ⑥ … 既存シート防水面（立上）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H) (高反射仕様)
- ⑦ … 既存シート防水面（平場）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2) (高反射仕様)

- ・設備配管：下地調整の上、DP塗装 支持金物共
- ・ドレイン：既存撤去の上、改修用ドレイン新設(縦、横)

※工事で使用するウレタン塗膜防水は(フッ素仕上、高日射反射使用)での施工とする。
※塗膜防水の膜厚管理については膜厚測定用テープ等を用いて非破壊で管理すること。
※膜厚管理の測定箇所については監督職員と協議の上、決定すること。
※防水施工を行う前に既存防水の勾配を確認し勾配調整を行うこと。
※仮防水材は、新規防水の下地調整を兼ねるものとする。
※本庁舎既存塗膜防水で、断熱材までの不良部は断熱材まで撤去の上、ウレタン防水機械固定工法(断熱材t=50)で施工すること。



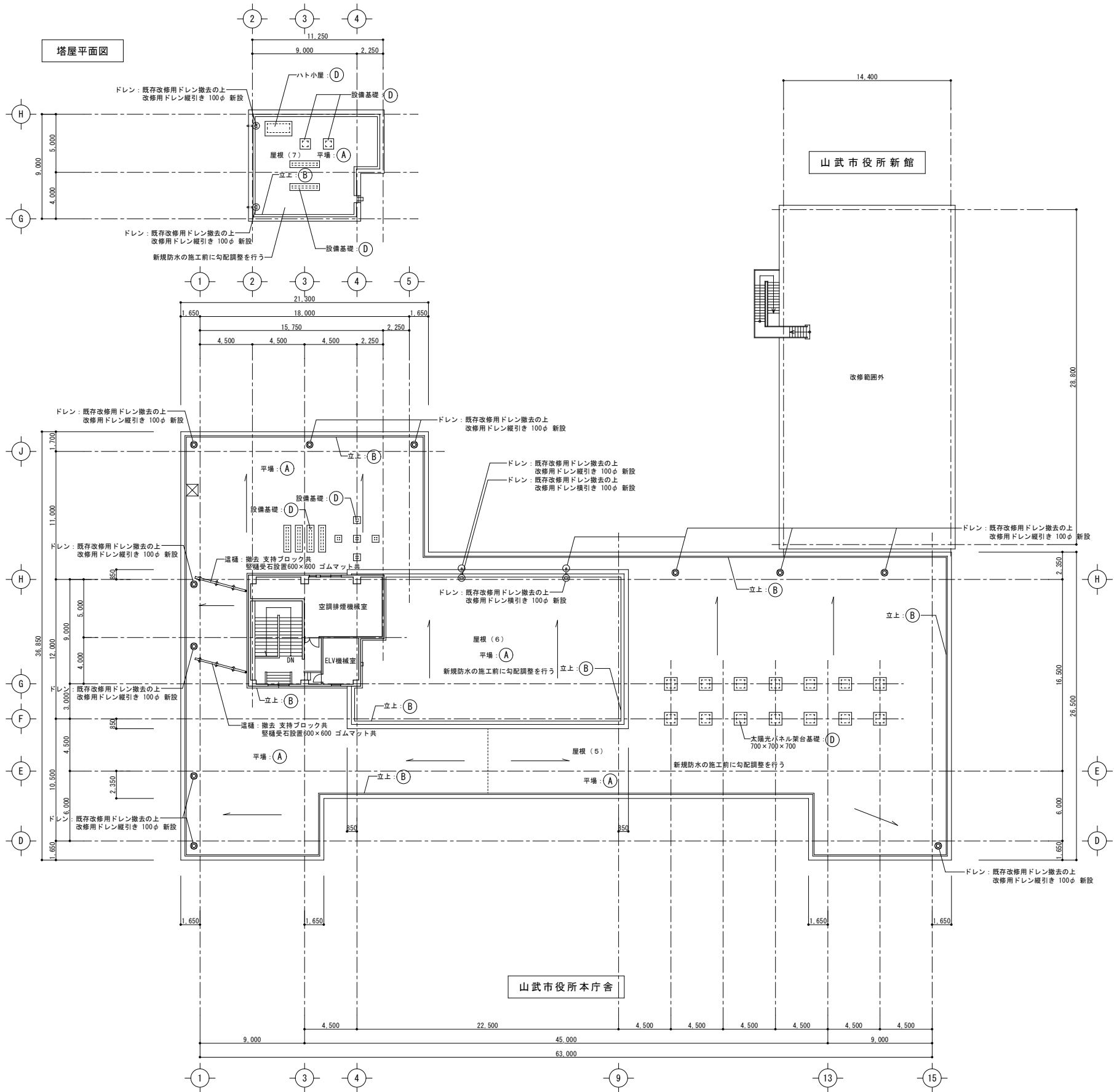
防水改修内容

- (A) … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (B) … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (C) … 既存塗膜防水面（平場）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (D) … 既存塗膜防水面（立上）：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (E) … 既存シート防水面（平場）：既存防水、断熱材全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-1H)（高反射仕様）
- (F) … 既存シート防水面（立上）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (G) … 既存シート防水面（平場）：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）アルミニウム製笠木 W=300

・設備配管：下地調整の上、DP塗装 支持金物共

・ドレイン：既存撤去の上、改修用ドレイン新設（縦、横）

※工事で使用するウレタン塗膜防水は（フッ素仕上、高日射反射使用）での施工とする。
※塗膜防水の膜厚管理については膜厚測定用テープ等を用いて非破壊で管理すること。
※膜厚管理の測定箇所については監督職員と協議の上、決定すること。
※防水施工を行う前に既存防水の勾配を確認し勾配調整を行うこと。
※仮防水材は、新規防水の下地調整を兼ねるものとしてすること。
※本庁舎既存塗膜防水で、断熱材までの不良部は断熱材まで撤去の上、ウレタン防水機械固定工法（断熱材t=50）で施工すること。



防水改修内容

- (A) … 既存塗膜防水面（平場）

：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、
ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (B) … 既存塗膜防水面（立上）

：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、
ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (C) … 既存塗膜防水面（平場）

：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、
ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (D) … 既存塗膜防水面（立上）

：高圧水洗後(12MPa)、脆弱部撤去の上、
ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）
- (E) … 既存シート防水面（平場）

：既存防水、断熱材全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、
仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-1H)（高反射仕様）
- (F) … 既存シート防水面（立上）

：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、
仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2H)（高反射仕様）
- (G) … 既存シート防水面（平場）

：既存防水全撤去の上、ケレン清掃後、不良部補修の上、
仮防水散布の後、ウレタン樹脂塗膜防水 フッ素仕上 (X-2)（高反射仕様）

・設備配管：下地調整の上、DP塗装 支持金物共

・ドレイン：既存撤去の上、改修用ドレイン新設（縦、横）

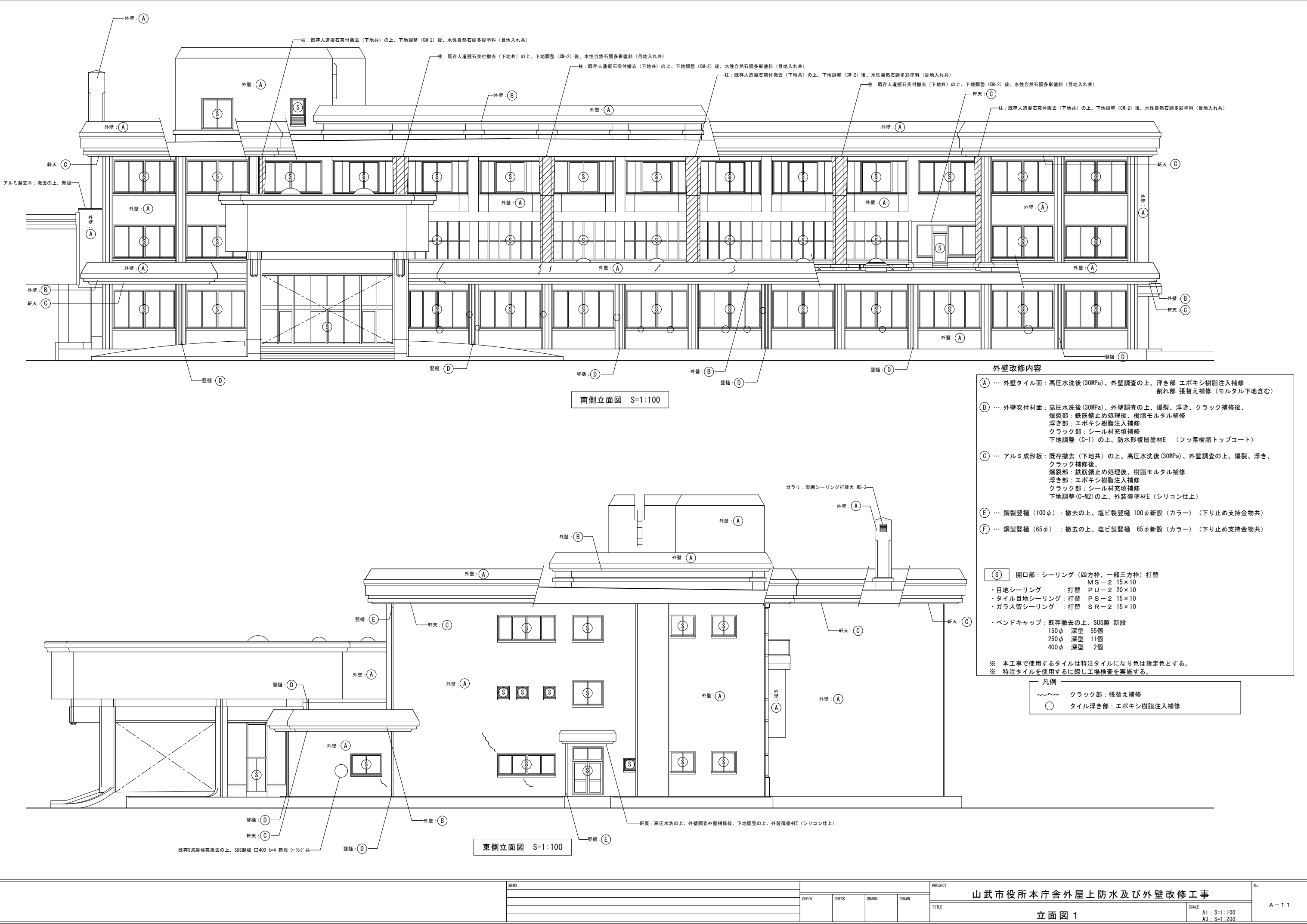
※工事で使用するウレタン塗膜防水は（フッ素仕上、高日射反射使用）での施工とする。
※塗膜防水の膜厚管理については膜厚測定用テープ等を用いて非破壊で管理すること。
※膜厚管理の測定箇所については監督職員と協議の上、決定すること。
※防水施工を行う前に既存防水の勾配を確認し勾配調整を行うこと。
※仮防水材は、新規防水の下地調整を兼ねるものとすること。
※本庁舎既存塗膜防水で、断熱材までの不良部は断熱材まで撤去の上、
ウレタン防水機械固定工法（断熱材t=50）で施工すること。

MEMO				

CHECK	CHECK	DRAWN	DRAWN

PROJECT		
山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事		
TITLE		SCALE
屋上・塔屋平面図		A1：S=1：200 A3：S=1：400

SCALE
A1：S=1:200
A3：S=1:400



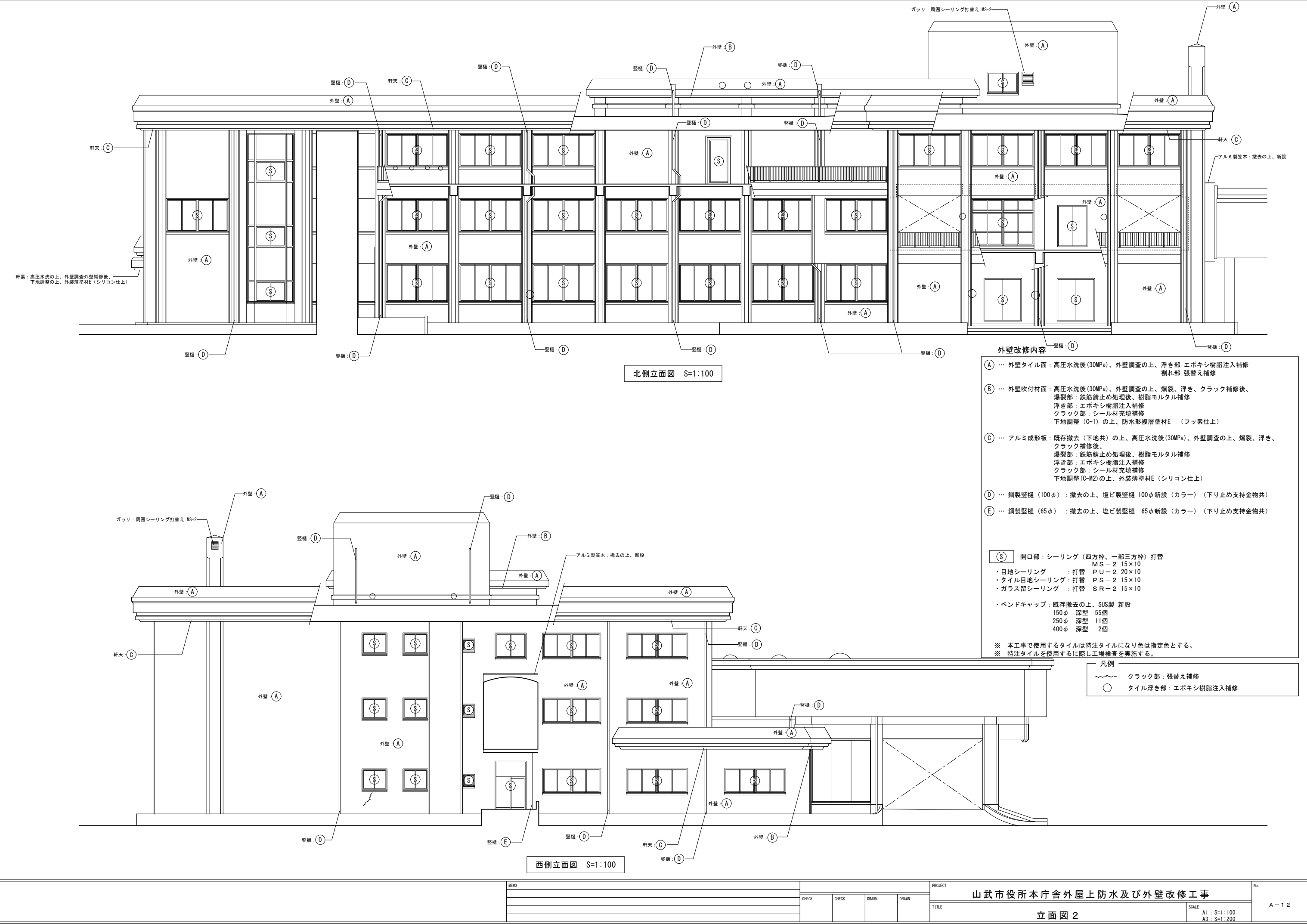
外壁改修内容

- A … 外壁タイル面：高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、浮き部 エポキシ樹脂注入補修
割れ部 張替え補修（モルタル下地含む）
- B … 外壁吹付材面：高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、爆裂、浮き、クラック補修後、
爆裂部：鉄筋錆止め処理後、樹脂モルタル補修
浮き部：エポキシ樹脂注入補修
クラック部：シーリング材充填補修
下地調整（C-1）の上、防水形複層塗材E（フッ素樹脂トップコート）
- C … アルミ成形板：既存撤去（下地共）の上、高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、爆裂、浮き、
クラック補修後、
爆裂部：鉄筋錆止め処理後、樹脂モルタル補修
浮き部：エポキシ樹脂注入補修
クラック部：シーリング材充填補修
下地調整（C-M2）の上、外装薄塗材E（シリコン仕上）
- E … 鋼製縦樋（100φ）：撤去の上、塩ビ製縦樋 100φ新設（カラー）（下り止め支持金物共）
- F … 鋼製縦樋（65φ）：撤去の上、塩ビ製縦樋 65φ新設（カラー）（下り止め支持金物共）

- S 開口部：シーリング（四方枠、一部三方枠）打替
MS-2 15×10
・目地シーリング：打替 PU-2 20×10
・タイル目地シーリング：打替 PS-2 15×10
・ガラス留シーリング：打替 SR-2 15×10
・バンドキャップ：既存撤去の上、SUS製 新設
150φ 深型 55個
250φ 深型 11個
400φ 深型 2個

※ 本工事で使用するタイルは特注タイルになり色は指定色とする。
※ 特注タイルを使用するに際し工場検査を実施する。

- 凡例
~~~~~ クラック部：張替え補修  
○ タイル浮き部：エポキシ樹脂注入補修



**外壁改修内容**

(A) … 外壁タイル面：高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、浮き部 エポキシ樹脂注入補修  
割れ部 張替え補修

(B) … 外壁吹付材面：高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、爆裂、浮き、クラック補修後、  
爆裂部：鉄筋錆止め処理後、樹脂モルタル補修  
浮き部：エポキシ樹脂注入補修  
クラック部：シーリング材充填補修  
下地調整(C-1)の上、防水形複層塗材E (フッ素仕上)

(C) … アルミ成形板：既存撤去(下地共)の上、高圧水洗後(30MPa)、外壁調査の上、爆裂、浮き、  
クラック補修後、  
爆裂部：鉄筋錆止め処理後、樹脂モルタル補修  
浮き部：エポキシ樹脂注入補修  
クラック部：シーリング材充填補修  
下地調整(C-M2)の上、外装薄塗材E (シリコン仕上)

(D) … 鋼製縦樋(100φ)：撤去の上、塩ビ製縦樋 100φ新設(カラー)(下り止め支持金物共)

(E) … 鋼製縦樋(65φ)：撤去の上、塩ビ製縦樋 65φ新設(カラー)(下り止め支持金物共)

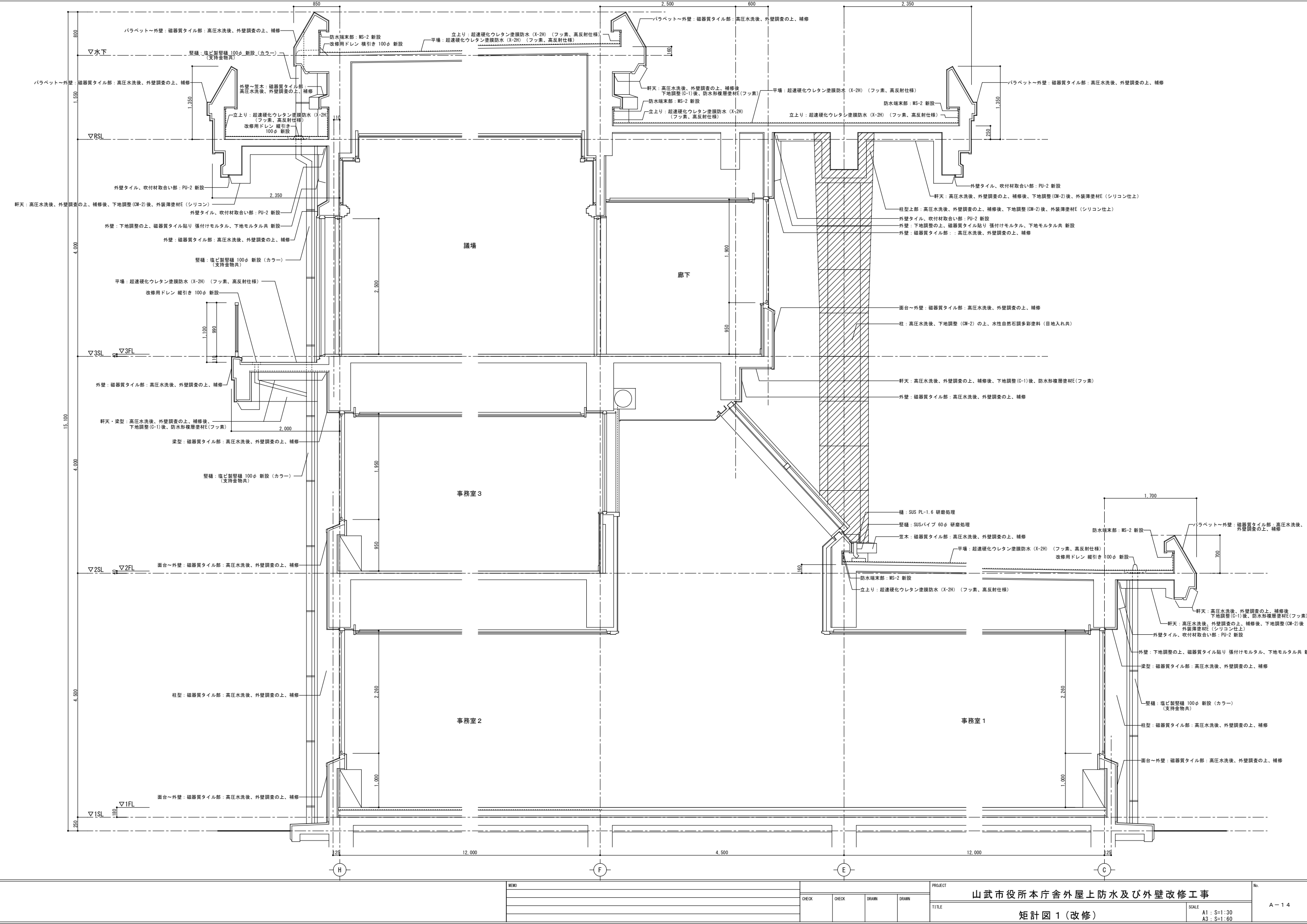
(S) 開口部：シーリング(四方枠、一部三方枠) 打替  
MS-2 15×10  
・目地シーリング：打替 PU-2 20×10  
・タイル目地シーリング：打替 PS-2 15×10  
・ガラス留シーリング：打替 SR-2 15×10

・ベンドキャップ：既存撤去の上、SUS製 新設  
150φ 深型 55個  
250φ 深型 11個  
400φ 深型 2個

※ 本工事で使用するタイルは特注タイルになり色は指定色とする。  
※ 特注タイルを使用するに際し工場検査を実施する。

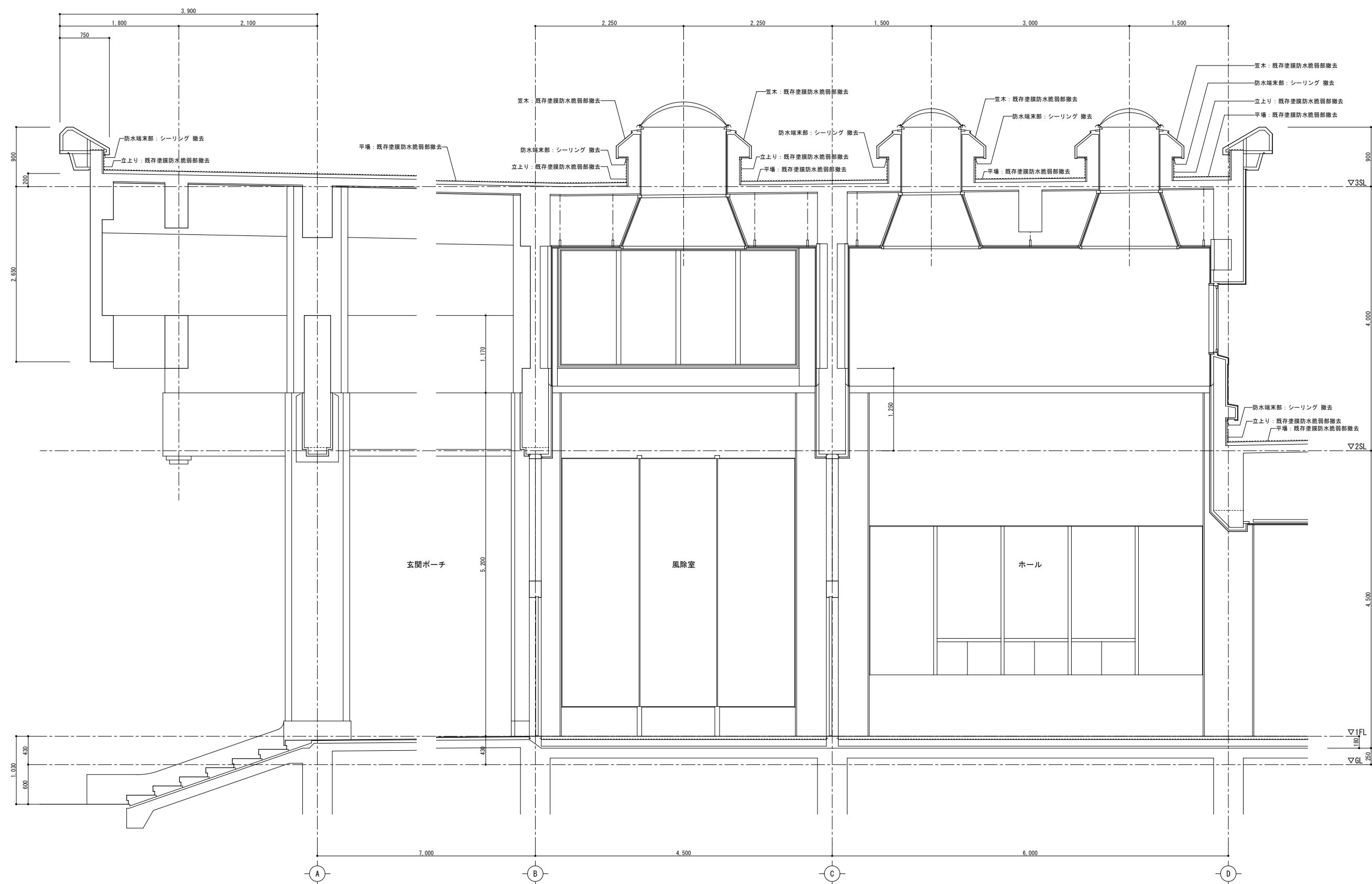
**凡例**

~~~~~ クラック部：張替え補修  
○ タイル浮き部：エポキシ樹脂注入補修

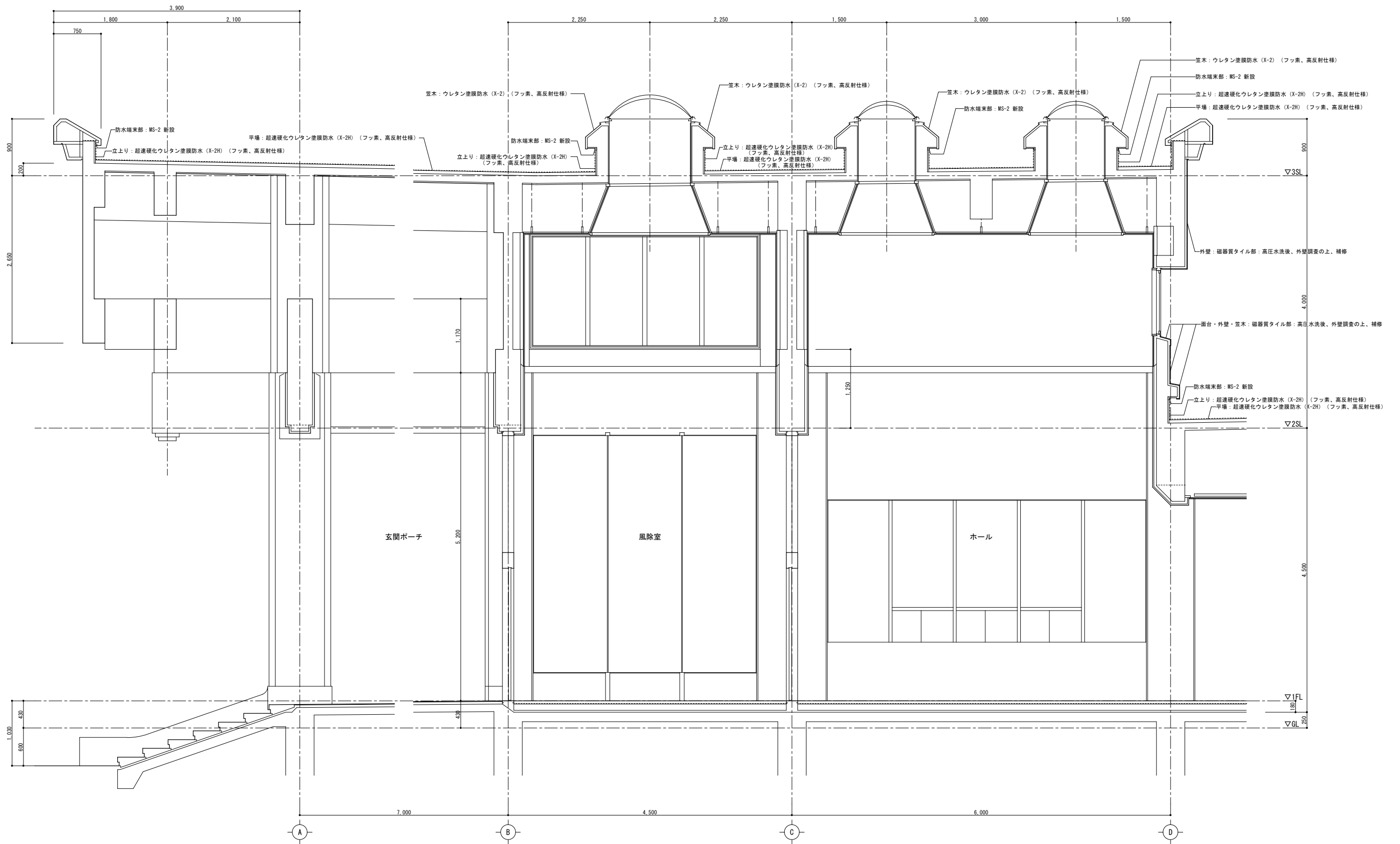


| | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|----------------------------------|-------|-------|-------|-------------------------------------|--|
| MEMO | | | | PROJECT
山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事 | | | | No.

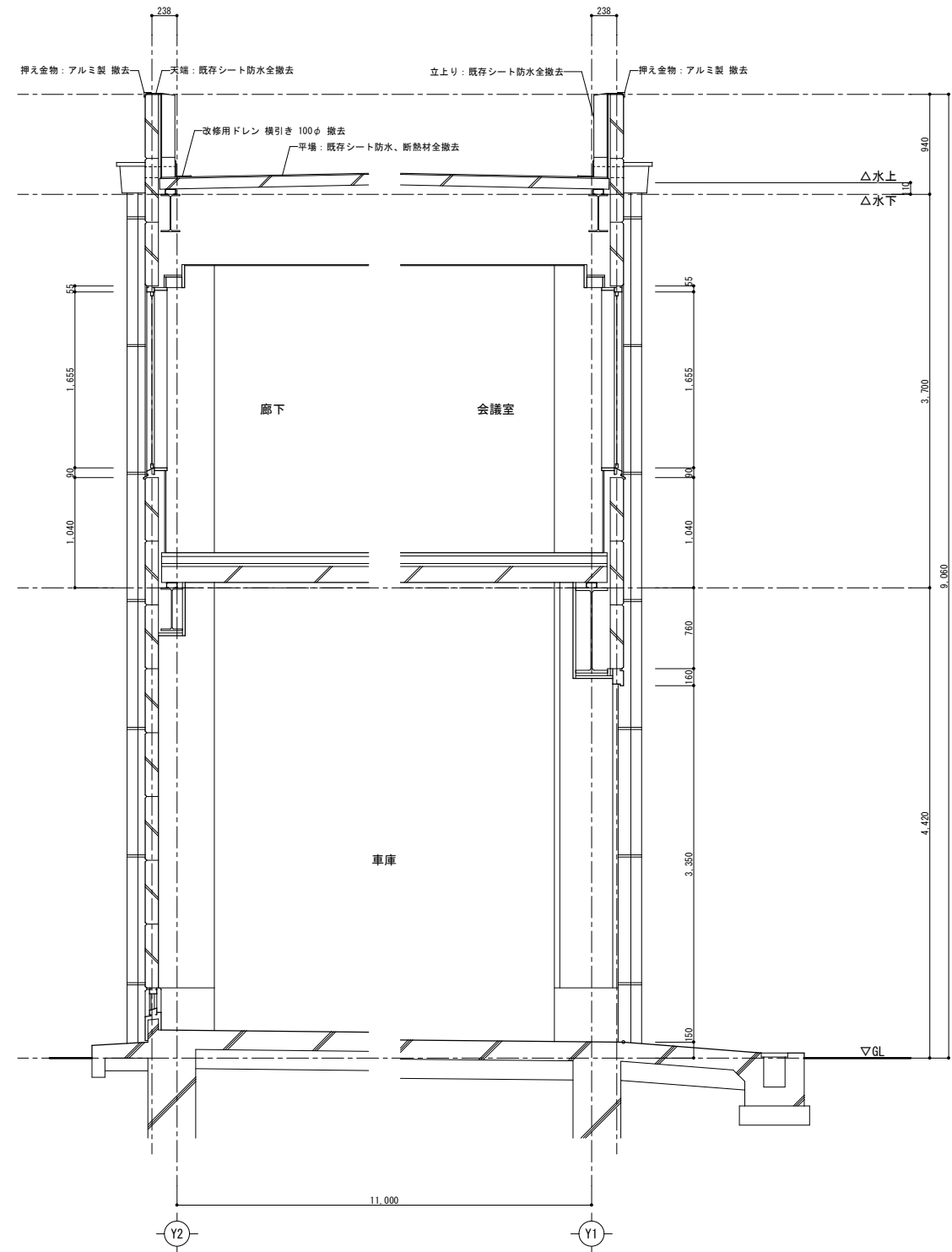
A - 1 4 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | CHECK | CHECK | DRAIN | DRAIN | TITLE
矩計図 1 (改修) | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | SCALE
A1 : S=1:30
A3 : S=1:60 | |

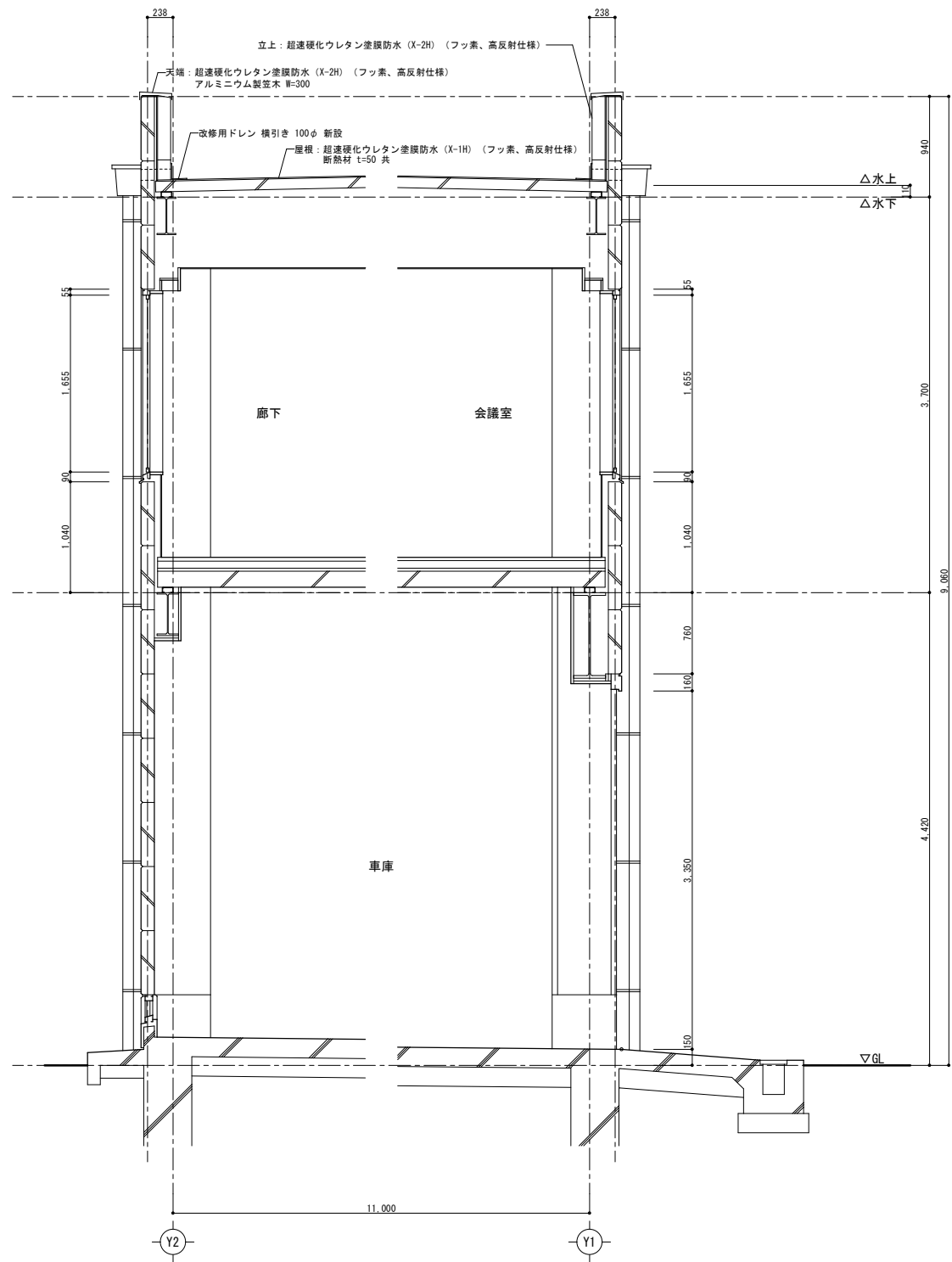


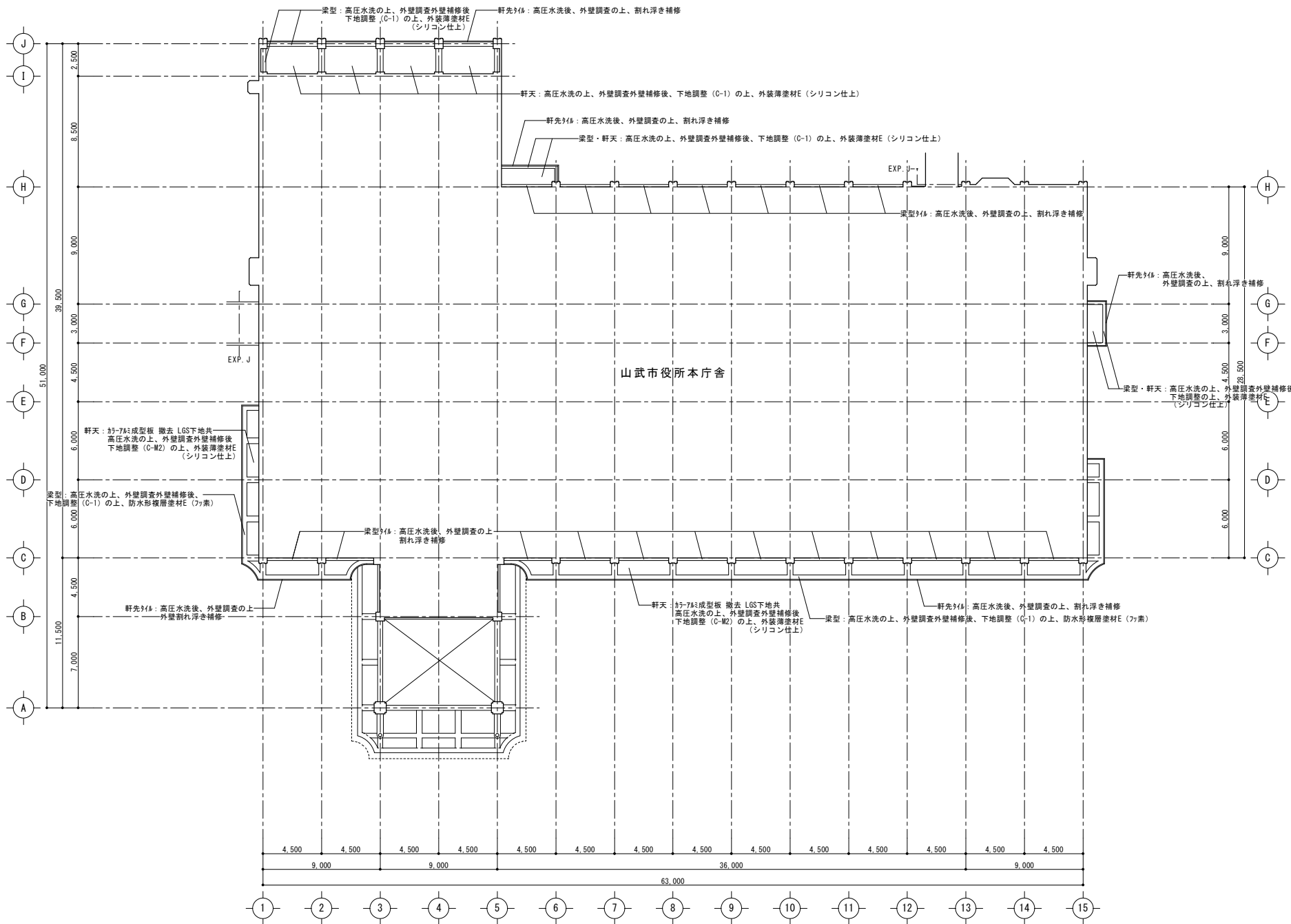
| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-----------------------|----------------------------|--------|
| MEMO | | | | | PROJECT | | No. |
| | | | | | 山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事 | | |
| | CHECK | CHECK | DRAIN | DRAIN | TITLE | SCALE | |
| | | | | | 矩計図 2 (撤去) | A1 : S=1:30
A3 : S=1:60 | A - 15 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

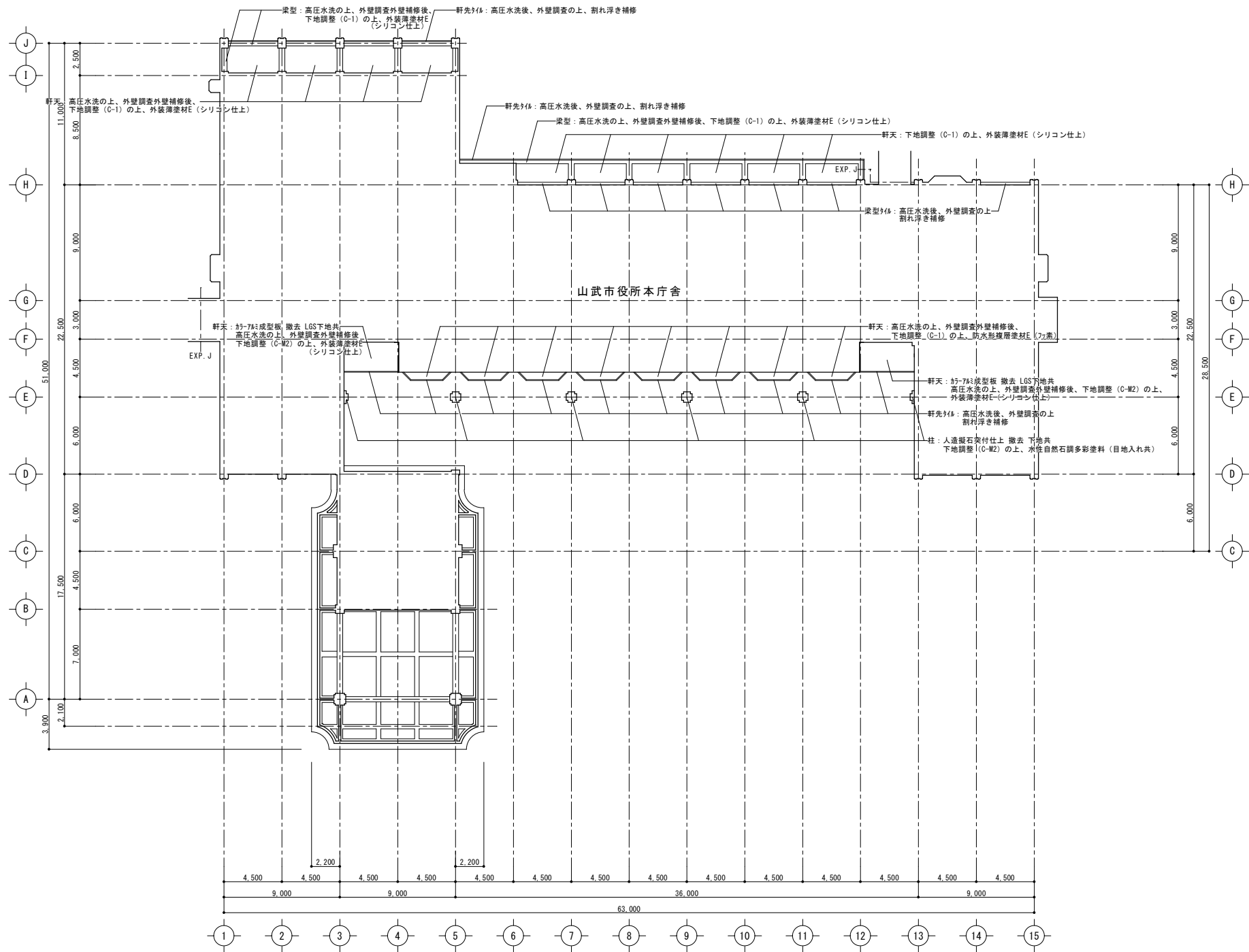


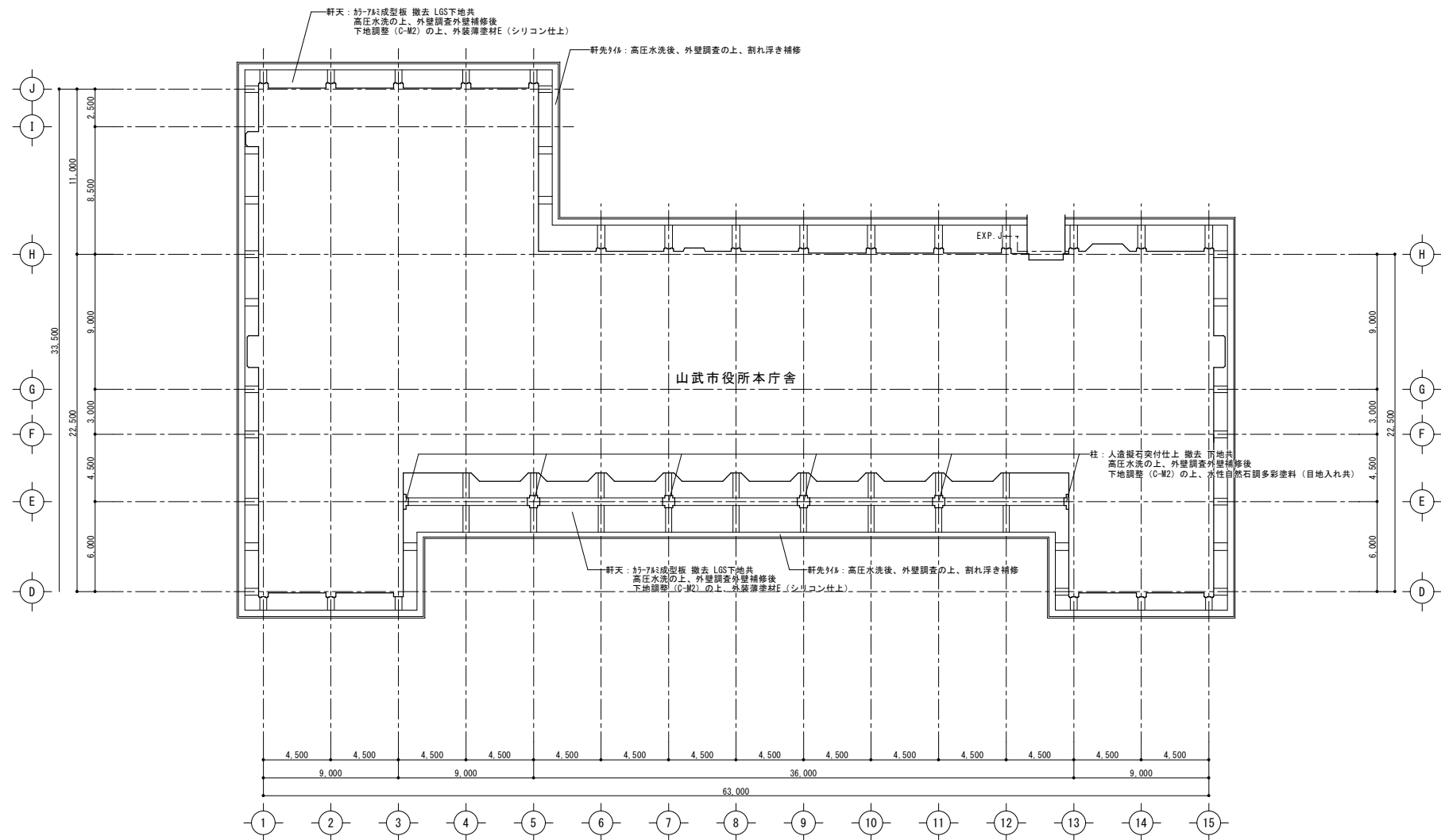
| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|----------------------------|-----------------------|--------|-----|
| MEMO | | | | | PROJECT | | No. |
| | | | | | 山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工事 | | |
| | CHECK | CHECK | DRAIN | DRAIN | TITLE | | |
| | | | | | 矩計図 2 （改修） | | |
| | | | | SCALE | | A - 16 | |
| | | | | A1 : S=1:30
A3 : S=1:60 | | | |

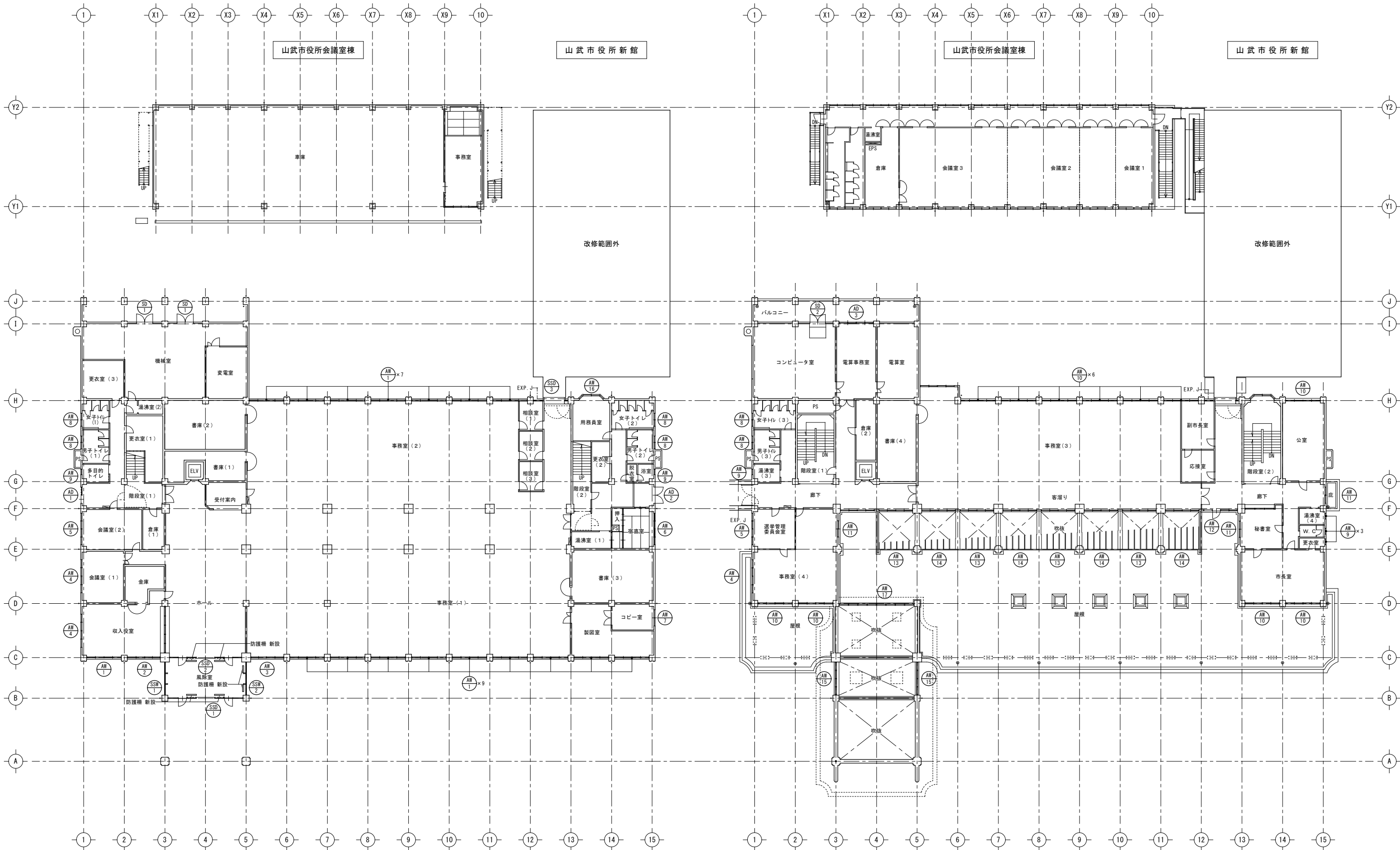






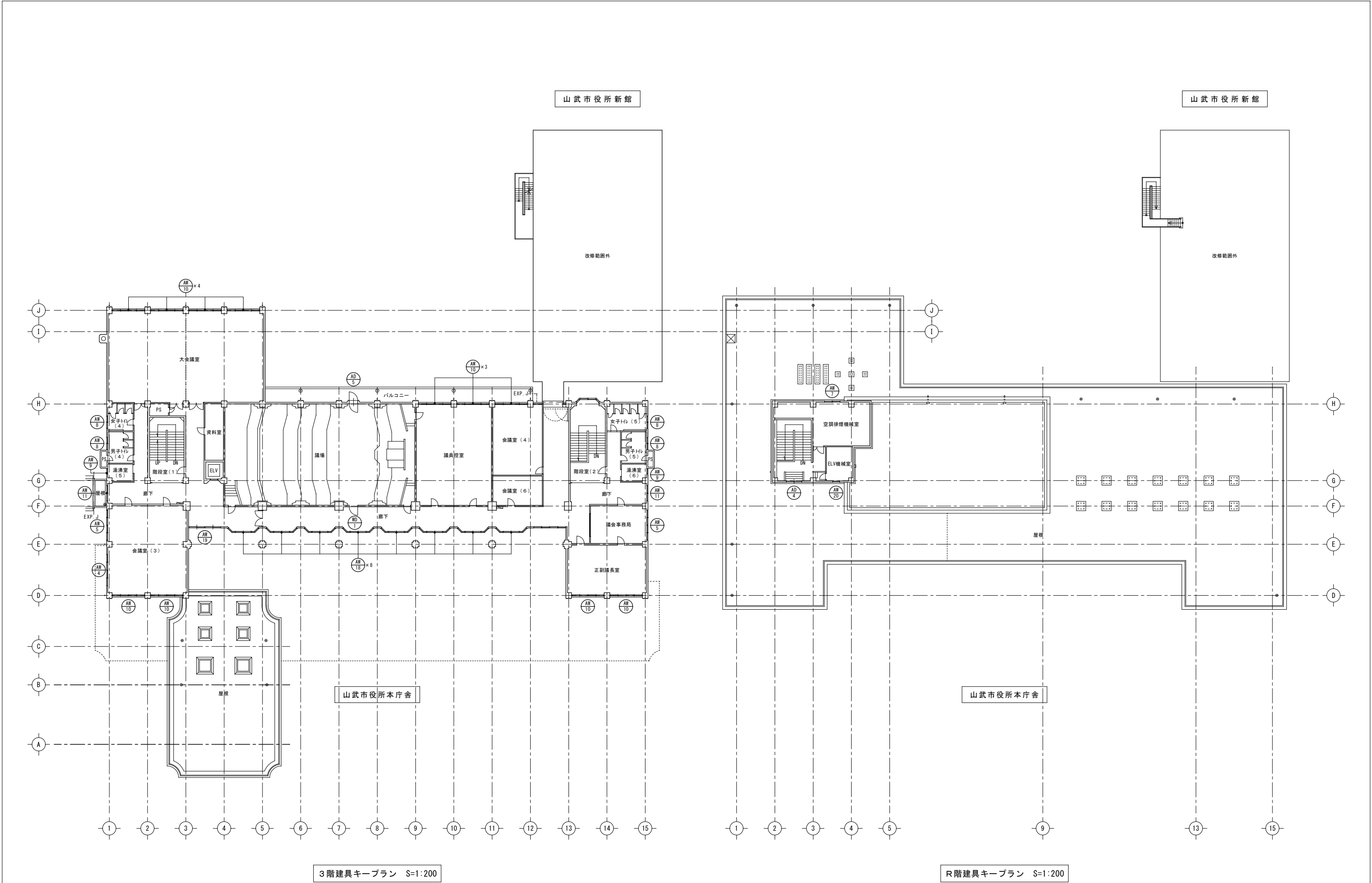






1階建具キープラン S=1:200

2階建具キープラン S=1:200



3階建具キープラン S=1:200

R階建具キープラン S=1:200

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---|----|---|--|----|---|-------------------------------|---|--|--|---|--|---|---|--|-----------------|---|-----------------------|---------------------------|---|---|----------------------------|----|
| 符号・場所・数量 | AW
1 | 本庁舎 1階 収入役室、事務室(1)(2)、製図室 | 17 | AW
2 | 本庁舎 1階 収入役室 | 1 | AW
3 | 本庁舎 1階 事務室(1) | 1 | AW
4 | 3階 会議室(3)
本庁舎 2階 事務室(4)
1階 収入役室、会議室(1) | 4 | AW
5 | 本庁舎 3階 会議室(3)、議事事務局
2階 選挙管理委員会室
1階 会議室(2) | 4 | AW
6 | 本庁舎 1階 宿直室 | 1 | AW
7 | 本庁舎 R階 空調排気機械室
1階 コピー室 | 2 | AW
8 | 本庁舎 1～3階 各男女トイレ | 10 |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | |
| 符号・場所・数量 | AW
9 | 3階 湯沸室(5)(6)
2階 湯沸室(3)(4)、WC、更衣室
1階 多目的トイレ、浴室 | 8 | AW
10 | 3階 大会議室、議員控室、会議室(3)(4)
正副議長室
2階 事務室(3)(4)、公室、市長室 | 22 | AW
11 | 本庁舎 3階 廊下
2階 廊下、秘書室、事務室(4) | 5 | AW
12 | 本庁舎 2階 廊下 | 1 | AW
13 | 本庁舎 2階 事務室(1)上部 | 4 | AW
14 | 本庁舎 2階 事務室(1)上部 | 4 | AW
15 | 本庁舎 2階 風除室上部 工事対象外 | 2 | AW
16 | 本庁舎 2・3階 階段室(2)
1階 用務員室 | 1 |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2)
飛散防止フィルム (ミルキーホワイト、外貼り) 多目的トイレ、WC | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2)
飛散防止フィルム (可視透過率1.7%以下、遮熱性能、外貼り) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2)
飛散防止フィルム (可視透過率1.7%以下、遮熱性能、外貼り) | | | | | | | | |
| 符号・場所・数量 | AW
17 | 本庁舎 2階 ホール上部 | 1 | AW
18 | 本庁舎 3階 廊下 | 8 | AW
19 | 本庁舎 3階 廊下 | 1 | AW
20 | 本庁舎 R階 ELV機械室 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2)
飛散防止フィルム (ミラー、遮熱性能、外貼り) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | | | | | | | | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2) | | |
| 符号・場所・数量 | AD
1 | 本庁舎 1階 西側通用口 | 1 | AD
2 | 本庁舎 1階 東側通用口 | 1 | AD
3 | 本庁舎 2階 電算事務室 | 1 | AD
4 | 本庁舎 R階 塔屋出入口 | 1 | AD
5 | 本庁舎 3階 議場 | 1 | | | | | | | | | |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) | | | サッシ廻り+水切りコーキング打ち替え (MS-2) | | | | | | | | | | | |
| 符号・場所・数量 | SD
1 | 本庁舎 1階 機械室 | 2 | SD
2 | 本庁舎 2階 コンピュータ室 | 1 | SSD
1 | 本庁舎 1階 風除室 | 1 | SSD
2 | 本庁舎 1階 風除室 | 1 | SSW
1 | 本庁舎 1階 風除室 | 1 | SSW
2 | 本庁舎 1階 風除室 | 1 | | | | | | |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2)
錆止め塗装+DP塗装 | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2)
錆止め塗装+DP塗装 | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2)
防護欄 新設 (強化ガラス t=6.0) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2)
自動ドアセンサー交換 防護欄 新設 (強化ガラス t=6.0) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2) | | | サッシ廻りコーキング打ち替え (MS-2) FIX&5A コーキング 打替え (SR-2)
自動ドアセンサー交換 防護欄 新設 (強化ガラス t=6.0) | | | | | | | | |
| 符号・場所・数量 | SSW
3 | 本庁舎 1階 渡り廊下 | 1 | | | | WD
1 | 本庁舎 3階 議場 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改修内容 | 自動ドアセンサー交換 | | | | | | 既存撤去の上、新設 建具見込50
ウォールナット UC塗装 バーハンドル シリンダー錠 オートヒンジ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|--|------------------------------|--|
| MEMO | | | | | | | | | | PROJECT | | | | No. | |
| | | | | | | | | | | 山武市役所本庁舎外屋上防水及び外壁改修工時 | | | | A-24 | |
| | | | | | | | | | | TITLE | | | | SCALE | |
| | | | | | | | | | | 建具表 | | | | A1 : S=1:100
A3 : S=1:200 | |

凡例

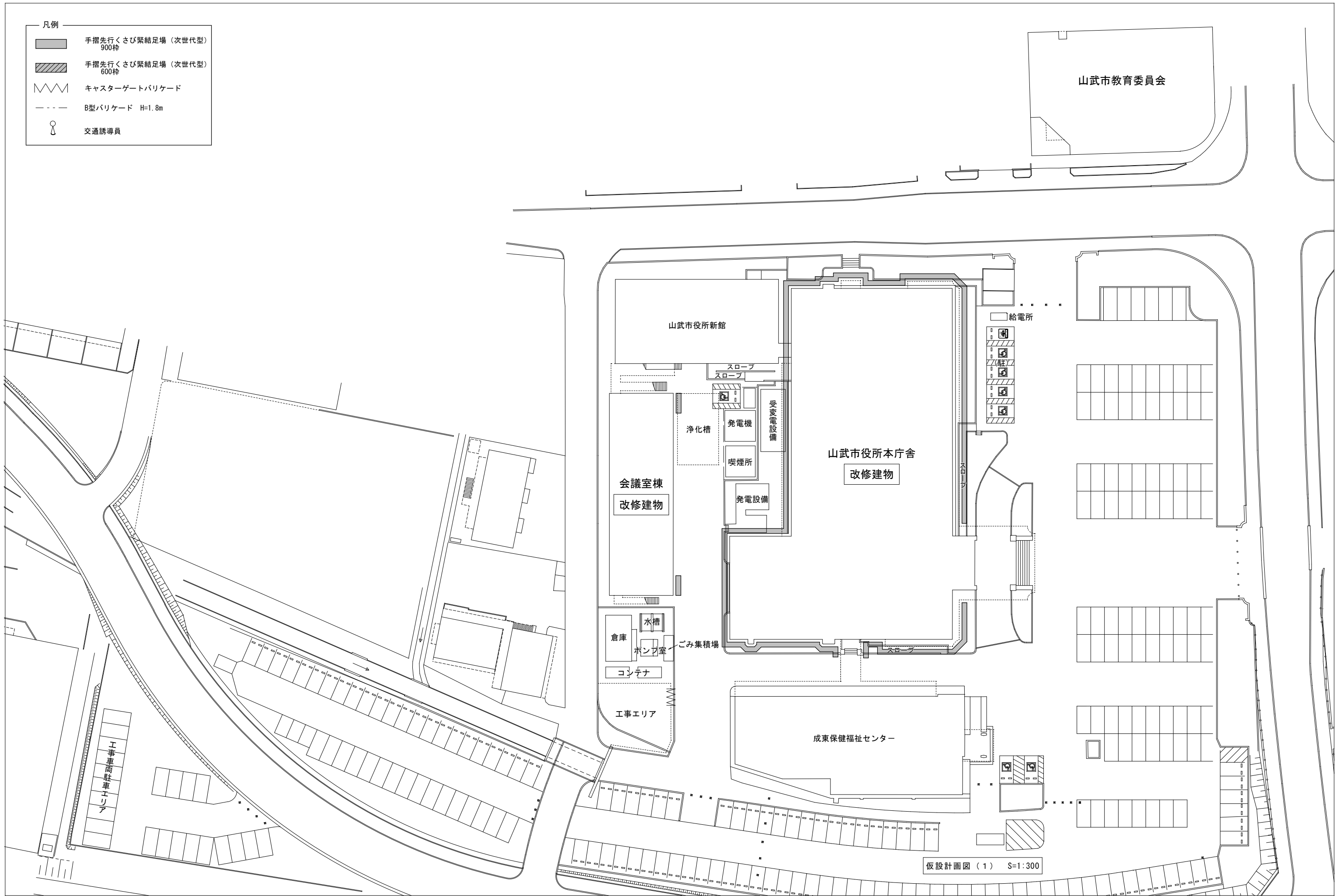
手摺先行くさび緊結足場（次世代型）
900枠

手摺先行くさび緊結足場（次世代型）
600枠

キャスターゲートバリアード

B型バリアード H=1.8m

交通誘導員



凡例

- 手摺先行くさび緊結足場（次世代型）900枠
- 手摺先行くさび緊結足場（次世代型）600枠
- 外部棚足場
- 屋上安全手摺（スタクション足場等）
- 出入口（出入口部の開口については監督職員と協議の上、決定する。）

